

2020 年 5 月 18 日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

オンライン診療に向けてのご案内

平素は弊社サービスをご利用いただきまして、ありがとうございます。

1. オンライン診療とは

WEB カメラを有するパソコンやスマートフォンなどの情報通信機器を用いて、診察や処方等を行う診療です。2018 年 4 月から保険診療での利用が可能となりました。

※2020 年 4 月 10 日付として厚労省より「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が通知されました。

これにより、初診（通院したことがある病院へ新しい症状で受診する／通院したことがない病院へ受診する）を電話や情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）にて行うことが認められました。

2. 施設基準

（1）厚労省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等に準拠していること。

以下の URL にオンライン診療について、まとめられています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00010.html

（2）1 月あたりの再診療等（電話等による再診療は除く）、および、オンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が 1 割以下であること。

（3）患者の急変時等の緊急時には、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるように、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、当該計画の中に記載しておくこと。

3. 算定基準

- (1) オンライン診療料が対象の医学管理料を算定している初診以外の患者であること。
- (2) オンライン診療料が対象の医学管理料の初診を算定した月から3ヶ月以上経過していること。
- (3) 対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療計画を作成すること。
- (4) 診療計画に沿ったオンライン診療を行った際は、診療内容・診療日、診察時間をカルテに記載すること。
- (5) 対面診療とオンライン診療の間隔は3ヶ月以内であること。
- (6) 医療機関内でオンライン診療を行うこと。
- (7) 対面診療と同一の医師がオンライン診療を行うこと。
- (8) 予約に基づく診察による特別な料金は徴収できないが、情報通信機器の運用に要する費用はサービス利用料等として、別に徴収できる。

4. オンライン診療料が対象の医学管理料

- (1) 外来の場合（病床数200未満）

名称	届出
特定疾患療養管理料	不要
生活習慣病管理料	不要
地域包括診療料	要
認知症地域包括診療料	要

- (2) 外来の場合（病床数の制限なし）

名称	届出
てんかん指導料	不要
難病外来指導管理料	不要
小児科療養指導料	要
糖尿病透析予防指導管理料	要

(3) 在宅の場合

名称	届出
在宅時医学総合管理料	要
在宅自己注射指導管理料 ※ 1	不要
精神科在宅患者支援管理料	不要
慢性頭痛 ※ 2・3	不要

※ 1. 糖尿病、肝疾患（経過が慢性のものに限る）、または、慢性ウイルス肝炎に対する注射薬を使用している者のうち、当該管理料の初診を算定した月から 3 ヶ月以上経過している者。

※ 2. 対面診療で C T、または、M R I、および、血液学的検査等の必要な検査で「一次性頭痛（明らかな基礎疾患のない慢性の頭痛）」と診断されている慢性頭痛患者のうち、当該疾患に対する対面診療の初診を算定した月から 3 ヶ月以上経過している者。

※ 3. 慢性頭痛のオンライン診療に係る適切な研修を修了した医師に限る。

5. 新型コロナウイルス感染症に対する臨時的な取扱い

2020 年 2 月 28 日付として厚労省より「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」の通知があり、上記の対象疾患によらず、慢性疾患等を有する定期受診患者等へ電話や情報通信機器を用いた診察が可能となりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602426.pdf>

6. 診療上の取扱い（初診）

患者から電話等で診療等の求めを受けた場合、医師がその医師の責任の下で可能と判断した範囲において、電話や情報通信機器を用いた診療により、診断や処方が可能になりました。

(1) 通院歴（診療録）がある場合

基礎疾患情報等を把握して行う必要があります。

また、麻薬、および、向精神薬の処方はできません。

(2) 通院歴（診療録）がない場合

処方日数は上限 7 日間に制限され、麻薬、および、向精神薬に加えて、特に安全管理が必要な医薬品（厚生労働省指定）の処方はできません。

(3) 注意点

以下の①～③を満たす必要があります。

- ①電話・情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病、生じる恐れのある不利益や急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対し説明した上、診療録に記載する。
- ②対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する、または、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関へ速やかに紹介する。
- ③保険証の確認により、なりすまし防止に努める。
 - ・テレビ電話を使用する際は、患者は被保険者証、医師は顔写真付きの身分証明書により本人確認を行う。
 - ・電話を使用する際は、患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関へ送付、または、メールで送付するなどし、確認を行う。
 - ・ファクシミリやメールが困難な場合は、電話で氏名・生年月日・連絡先（電話番号・住所・勤務先等）に加え、保険者名・保険番号・記号・番号等の被保険者証の記載事項を確認する。

6. 診療上の取扱い（再診）

(1) 既に対面診療で診断されて治療中の患者の場合

- ①これまで処方されていた医薬品については、処方可能。
- ②発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品を処方する場合は、以下の条件を満たせば可能。
 - ・既にオンライン診療を行っている場合。
オンライン診療を行う前に作成した診療計画に発症が容易に予測される症状の変化を追記し、患者の同意を得る。
 - ・オンライン診療を行ったことが無い場合（新型コロナウイルス対策によって電話等再診を実施し、慢性疾患に対して処方していた場合を含む）
電話や情報通信機器を用いた診療により生じる恐れのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得る。
また、その説明内容を診療録に記載する。

7. オンライン診療の開始に向けた準備

- (1) オンライン診療システムの選定・申し込み
- (2) デバイスの準備

WEBカメラ・スピーカー（イヤホン）を搭載したPCやデバイスを用意します。

- (3) 厚生局へ届出を提出

8. 患者への案内

- (1) 対象患者の決定

患者の疾患・症状・生活などからオンライン診療の実施が適切であると判断する患者を決定します。

- (2) 対象患者とオンライン診療計画書を合意する

診療計画を作成し、患者の合意の上、その内容を診療録に添付する。

- (3) 対象患者のデバイスの準備

対象患者のデバイスにアプリケーションをインストールします。

9. オンライン診療の流れ

- (1) 予約・事前問診の入力

- (2) オンライン診察

診察開始に際しては医師から発信します。

患者さんがスマホで応答することで、オンライン診察が始まります。

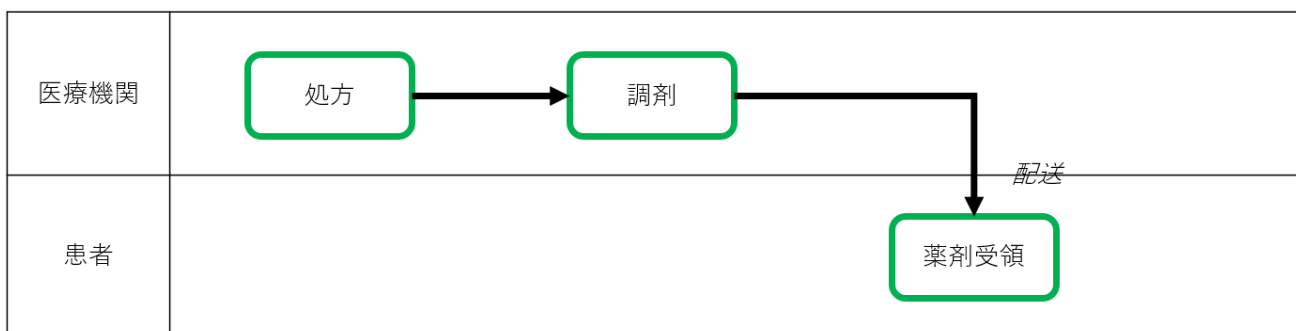
- (3) 支払い

次の来院時に合算請求するか、または、クレジットカードによる請求も可能です。

- (4) 薬剤の処方

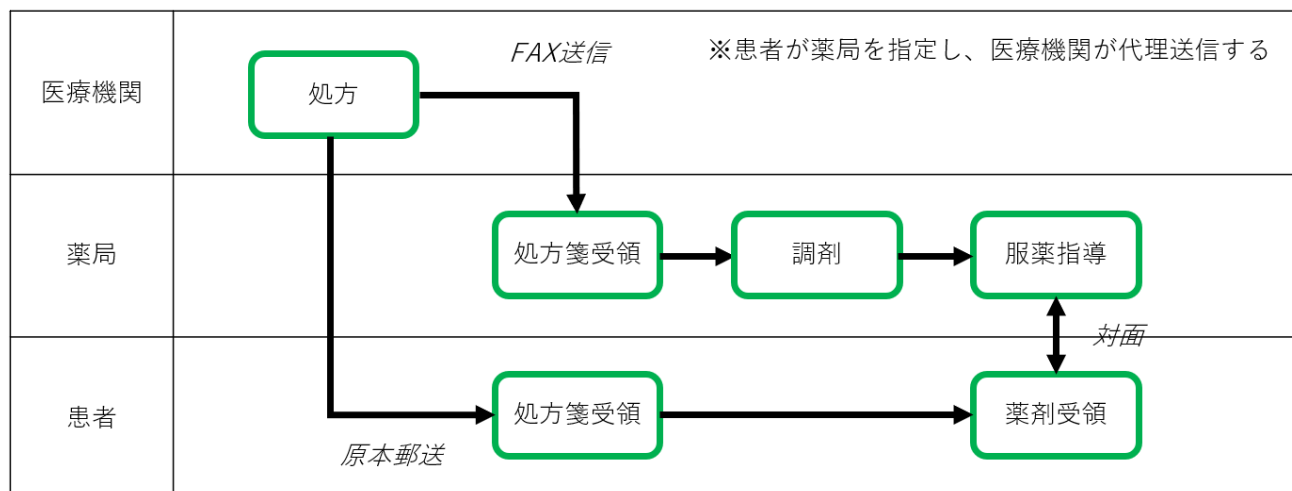
①院内処方の場合

お薬を宅配便等で配送します。



②院外処方の場合

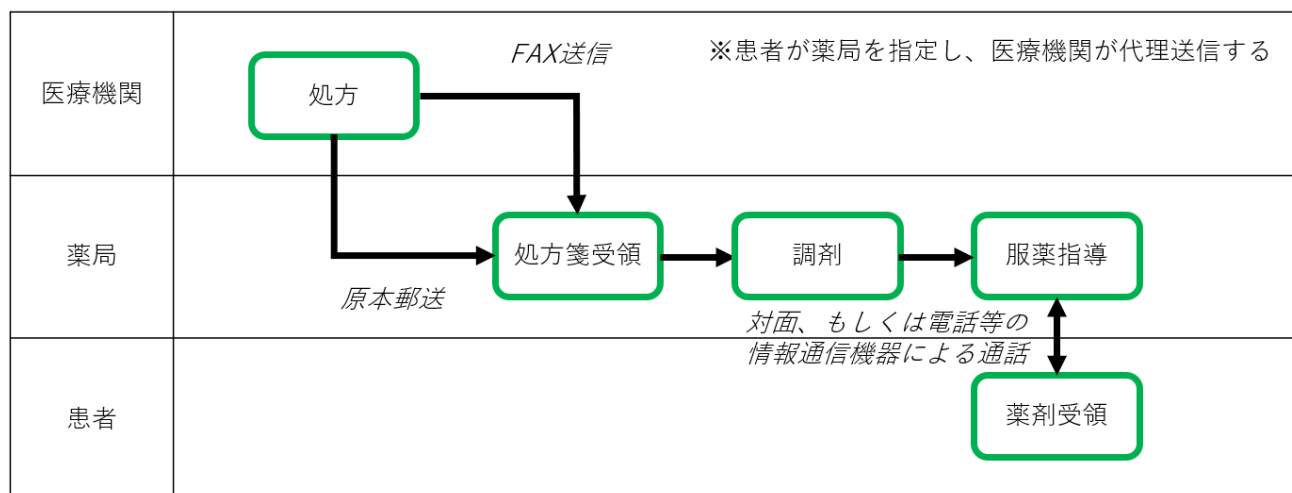
処方箋を患者宅に郵送し、患者が処方箋を受取り、近所の薬局で薬剤を受取ります。



③新型コロナウイルス感染症に対する処方箋の取扱い

2020 年 2 月 28 日付として厚労省より「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」の通知がされました。

処方箋を FAX 等により、患者が希望する薬局へ送付し、薬局はその処方箋に基づき調剤することが可能となります。



以上